

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）【教育学部】

教育学部は、教育に関する専門力と実践力を有し、高い倫理性と絶えざる向上心を備えた「教育プロフェッショナル」として、自律的・協働的に教育に貢献し得る者に対して学士（教育学）の学位を授与します。具体的には次の力を有することが学位取得の要件となります。

【学校教育教員養成課程・初等中等教育専攻】

- ・教育学の専門的な知識や技能を修得し、教育現象を深く洞察できる力を修得していること。
- ・教育者としての倫理観や向上心を持ち、教育実践を主体的に推進できる力を修得していること。
- ・地域社会で活躍する教育者として、日々変化する教育課題の解決に貢献し続ける力を修得していること。
- ・各教科の専門的知識に基づき、小学校及び中学校において指導・実践する力を修得していること。
- ・時代とともに変化する教育課題に対応できる広い視野をもち、考え向き合っていく力を修得していること。

【学校教育教員養成課程・特別支援教育専攻】

- ・教育学の専門的な知識や技能を修得し、教育現象を深く洞察できる力を修得していること。
- ・教育者としての倫理観や向上心を持ち、教育実践を主体的に推進できる力を修得していること。
- ・地域社会で活躍する教育者として、日々変化する教育課題の解決に貢献し続ける力を修得していること。
- ・障害等の特別な教育的ニーズを教育、心理、病理などの多方面から理解し支援するための基礎的・専門的知識を修得していること。
- ・各教科の専門的知識及び特別支援教育に関する基礎的・専門的知識に基づき、教育現場で生かす実践的な力を修得していること。

【養護教諭養成課程】

- ・教育学の専門的な知識や技能を修得し、教育現象を深く洞察できる力を修得していること。
- ・教育者としての倫理観や向上心を持ち、教育実践を主体的に推進できる力を修得していること。
- ・地域社会で活躍する教育者として、日々変化する教育課題の解決に貢献し続ける力を修得していること。
- ・健康教育と健康管理によって、児童・生徒の発育発達を支援するために必要な専門的知識を修得していること。
- ・養護実践学・保健医科学に関する基礎的・専門的知識に基づき、教育現場で生かす実践的な力を修得していること。